

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	R2.10.12 H27.10.14
作成	H27.08.20、H26.10.07 H25.12.26

検討課題	25	議会提出議案への市長等の意見表明について		
区分	Ⅲ - B			
関連条例内容	<p>(議会及び議員と市長等との関係)</p> <p>第11条 議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。</p> <p>2 議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。</p>			
検討内容	・取扱いの検討			
現状分析		議論する内容		対応内容
<ul style="list-style-type: none"> 議員の質問等についての反問については、第11条第2項に規定。 議員提出議案に対する市長等の意見表明については、認めていない。 		<ul style="list-style-type: none"> 今後、議員提出議案の拡大を考慮する中で、提出議案に対して市長等の意見表明についての是非について検討。 		<ul style="list-style-type: none"> （株）ぎょうせいと委託契約を行い、議会提出議案への市長の意見表明について検討依頼。（平成26年7月） （株）ぎょうせいより議会提出議案への市長の意見表明についての資料を提示。（平成26年10月7日 第25回検討部会） 団体意思の決定に当たっては、事前調整の場として、政策検討会議を活用することを検討。（平成27年4月28日 第30回検討部会） （株）ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年7月21日 第32回検討部会） 推進会議において、全議員が（株）ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年8月20日 第14回推進会議） 検討部会で、議会提出議案への市長等の意見表明については、引き続き検討課題として議論していくことを確認した。（平成27年10月14日 第34回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・議会の政策条例の立案に当たっては、策定作業の中で執行部との協議を随時行っていくことから、条例案に市長等の意思は反映されると考えられるため、市長等の意見表明の機会は設けないことを確認した。（令和2年2月17日 第62回検討部会）
<p>1 議案の定義</p> <p>議案＝議会の議決を経るため、長又は議員若しくは委員会が、議会に提出する案件</p> <p>①当該地方団体の意思の決定を求める議案（団体意思の決定）</p> <p>例) 条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定など地方自治法96条第1項に列挙されている事件など。</p> <p>②議事機関としての議会の意思の決定を求める議案（機関意思の決定）</p> <p>例) 意見書の提出（地方自治法99条）、会議規則の制定（地方自治法120条、議員の懲罰（地方自治法290条）など。</p> <p>※長がその権限に属する事務を執行するに当たり、事前に議会の議決を得ることとされている場合があるが、このような場合に提出する議案のことを、特に長の事務執行の前提要件としての議決事件についての議案と呼び、区別することができる。</p> <p>◇議会提出議案（団体意思の決定）に対して市長等が意見表明を行うということは、プロセス的に考えづらく好ましくない、これまでもあまり事例が見られない。（全国市議会議長会調査部）</p> <p>◇議会提出議案（機関意思の決定）においては、長の意見を求めるべきものではありません。民の代表としての議員で構成された議会としての意思決定であり、議会としてどのような結論（意思決定）を出すかとなります。</p> <p>2 課題と検討</p> <p>通常のプロセスにおいて、議会提出議案に対して市長等の意見表明を求めることは、適切なプロセスではないという見解をまとめましたが、幾つかの課題が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一部会派等による議会提案において市長等の意見表明を求めることや、議員質問に対する市長等の反問権による意思表示など、その意見表明と議決との関係です。いずれの場合においても、その意思決定が、団体意思の決定なのか、機関意思の決定なのかについての位置づけによって対応は異なると考えられます。 ●これに対して団体意思の決定においては、議事機関である議会の意思を決するにあたり長の意向を公に確認検証する必要があるかどうかです。この部分の考え方については、各議会において千差万別ようです。先述のように、一般的に大半の事例としては、事前に長の意思確認が行われていると考えられます。そうでない少数の事例に対して、いつ、どのようにして、市長等の意思を確認するか、それを予め決めておくべきかどうか、といったあたりの対応が課題と言えます。 ●重要な点としては、議会（議員）は市長と同等に民の代表であり、長を監視評価する議決機関を構成する機関（一員）であるということです。議会としての意思決定を行うにあたり、背景・根拠とすべきは民の意思であり、長の意見ではありません。民の意思を負託された議員によって構成される議会が意思決定を自ら行うことができるということが重要です。 <p>当然のことではありますが、長は意見表明を行ってはいけないということではありません。議会の意思決定後（議決後）や議決前であっても議会とは別のところにおいて、長自らの意思を示すことは何ら問題ありません。議会の要望ではなく、長としての見解を示すことは、二元代表の一役を担う長として重要な説明責任の一つと言えます。それゆえ、場合によっては、議決内容に対する「再議」という権限を有しているのが長です。 ●議会提出議案に対しては、議会と長がそれぞれの立場において、当該議案に対する意思（意見）を表するのが適当と考えられます。これは、それぞれお互いに対してということではなく、有権者を含む市民に対してそれぞれ説明責任を背負っていると考えべきです。 <p>従って、議会は議場においてその意思を説明（提案）しますし、長は必要に応じて自らの場等において意思表示を行うことが、共に、市民に対する明確な説明と言えます。</p> </p>		